

物価・エネルギー高騰への事業者支援策として、
エアコン、LED照明、冷蔵庫、冷凍庫、給湯器、
ボイラー、その他業務用機器設備の更新費用の
一部を助成します。



令和5年度 中小企業等 省エネ化支援補助金

■ 対象事業者

横須賀市内で店舗、事務所、工場等の事業用の物件を使用して事業運営をしている中小企業、個人事業主、協同組合等（中小企業支援法第2条第1項の各号のいずれかに該当する者）

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等は対象外ですので、ご注意ください。

■ 補助対象

(ア) 要件

- ①事業専用使用する物であること
- ②エネルギー使用量の削減が図れるものであること（カタログ値等により、削減量が示せること）
- ③買い替えなど、既存の設備の更新であること（新規購入は対象外）

(イ) 対象設備

エアコン、LED照明、冷蔵庫、冷凍庫、給湯器、ボイラー、その他業務用機器

(ウ) 対象経費

対象設備の更新経費（購入費、設置工事費等）

■ 補助額

補助対象経費（設備の更新費用 / 税抜価格）の1/2（上限額50万円）

■ 申請期間

令和5年7月28日（金） 9時から
令和6年2月2日（金） 17時まで

既に補助設備の更新が、令和5年3月11日から令和5年7月28日にかけて完了している方を除き、事前申請（設備更新前の申請）となります。



詳細はこちらから